

改正案	現行
<p style="text-align: center;">(制定) 令和2年3月25日付31環地次第635号 <u>(改正) 令和4年3月18日付3環地次第754号</u></p> <p>第1から第3まで（現行のとおり）</p> <p>第4 本事業の具体的な内容</p> <p>1 家庭用燃料電池の設置に係る経費の助成            都は、次のとおり家庭用燃料電池の設置に係る経費の助成を行う。            (1) 助成対象者                助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次のとおりとし、別に定める要件を満たすものとする。ただし、<u>国及び</u>地方公共団体を除く。</p> <p>アからイ（現行のとおり）</p> <p>(2) （現行のとおり）</p> <p>(3) 助成対象事業            助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、東京都内の住宅に助成対象機器を新規に設置する事業であって、助成対象機器の種類に応じ、次の要件を満たすものとする。            ア P E F C 令和2年4月1日から令和<u>6</u>年9月30日までの間に助成対象機器を設置すること。            イ（現行のとおり）</p> <p>(4) から (5) （現行のとおり）</p> <p>2 助成対象者による報告等  <u>(1) 報告</u>            助成対象者は、助成対象機器を設置した住宅における助成対象機器の設置前1年間及び設置後2年間のエネルギー使用の状況に係る情報について、都から提供を求められたときは、提供に応じるものとする</p>	<p style="text-align: center;">(制定) 令和2年3月25日付31環地次第635号</p> <p>第1から第3まで（現行のとおり）</p> <p>第4 本事業の具体的な内容</p> <p>1 家庭用燃料電池の設置に係る経費の助成            都は、次のとおり家庭用燃料電池の設置に係る経費の助成を行う。            (1) 助成対象者                助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次のとおりとし、別に定める要件を満たすものとする。ただし、<u>国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資、出えん等の比率が50%を超える法人</u>を除く。</p> <p>アからイ（現行のとおり）</p> <p>(2) （現行のとおり）</p> <p>(3) 助成対象事業            助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、東京都内の住宅に助成対象機器を新規に設置する事業であって、助成対象機器の種類に応じ、次の要件を満たすものとする。            ア P E F C 令和2年4月1日から令和<u>5</u>年9月30日までの間に助成対象機器を設置すること。            イ（現行のとおり）</p> <p>(4) から (5) （現行のとおり）</p> <p>2 助成対象者による報告等            助成対象者は、助成対象機器を設置した住宅における助成対象機器の設置前1年間及び設置後2年間のエネルギー使用の状況に係る情報について、都から提供を求められたときは、提供に応じるものとする</p>

<p>る。</p> <p><u>(2) 普及啓発</u></p> <p><u>助成対象者のうち、独立行政法人、地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資、出せん等の比率が50%を超える法人に該当するものは、都の求めに応じ、都民等に対して水素エネルギーに関する普及啓発を行うものとする。</u></p> <p>第5（現行のとおり）</p> <p>第6 本事業の実施期間</p> <p>1 第4 1による助成金の交付申請の募集は、助成対象機器の種類に応じ、次のとおりとする。</p> <p>(1) P E F C</p> <p>令和2年度から令和<u>4</u>年度まで行う。</p> <p>(2)（現行のとおり）</p> <p>2 第4 1による助成金の交付は、助成対象機器の種類に応じ、次のとおりとする。</p> <p>(1) P E F C</p> <p>令和2年度から令和<u>6</u>年度まで行う。</p> <p>(2)（現行のとおり）</p> <p>第7（現行のとおり）</p> <p>附 則（令和2年3月25日付31環地次第635号）</p> <p>この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則（令和4年3月18日付3環地次第754号）</u></p> <p><u>この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p>る。</p> <p>第5（現行のとおり）</p> <p>第6 本事業の実施期間</p> <p>1 第4 1による助成金の交付申請の募集は、助成対象機器の種類に応じ、次のとおりとする。</p> <p>(1) P E F C</p> <p>令和2年度から令和<u>3</u>年度まで行う。</p> <p>(2)（現行のとおり）</p> <p>2 第4 1による助成金の交付は、助成対象機器の種類に応じ、次のとおりとする。</p> <p>(1) P E F C</p> <p>令和2年度から令和<u>5</u>年度まで行う。</p> <p>(2)（現行のとおり）</p> <p>第7（現行のとおり）</p> <p>附 則（令和2年3月25日付31環地次第635号）</p> <p>この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p>
---	---